令和７年度千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和７年度千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「賃借型要綱」という。）に基づく事業計画認定を受けた又は受けることが見込まれる本市内に新たに進出する企業が、オフィス環境の整備に資する事業及び社員採用事業（以下「補助事業」という。）を実施するに当たり、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年３月２２日付け規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することを目的とするものである。

　（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるものの他、賃借型要綱の例による。

（１）オフィス環境整備等事業

　　　施設の稼働に当たって必要な整備や市内への移転を行うものをいう。

（２）社員採用事業

　　　補助金の交付対象となる施設における人材の募集や、採用から入社までの各種対応を行うものをいう。

（３）企業

　　　賃借型要綱第２条第１号に規定する会社又は同要綱第９条第５項の規定に該当する法人をいう。

（４）補助対象年度

　　　別表２に規定する補助対象期間の内で、補助金の交付を受ける年度をいう。

（５）計画着手予定日

オフィス環境整備等事業及び社員採用事業に関する発注、契約又は支払いが予定される日のうち、最も早い日をいう。

（６）操業開始予定日

　　　補助金の交付対象となる施設において操業の開始が予定される日をいう。

（７）操業開始日

　　　賃借型要綱第２５条に規定する操業開始届において届出た操業開始日をいう。

（８）補助対象床面積

　　　賃借型要綱第２条第１５号に規定する面積をいう。

（９）事業従事者

　　　次の各号に定める要件のいずれかを満たす者をいう。

　　ア　企業の役員（会社法第３２９条第１項に規定する役員をいう。）であること。

　　イ　企業が直接雇用する者のうち、雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

　（補助事業者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第８条の規定による実施計画認定申請を行った日から起算して１年以内に操業が見込まれるものであり、かつ、次の各号をすべて満たすものとする。

（１）次のいずれかの要件を操業開始予定日において満たすことが見込まれるもの

　　ア　賃借型要綱第１０条第１項第１号に掲げる要件により、対象地域において、新たに対象施設を賃

借することが見込まれるもの

　　イ　賃借型要綱第１１条第１項第１号に掲げる要件により、対象地域において、新たに本社を賃借することが見込まれるもの

　　ウ　賃借型要綱第１２条第１項第１号に掲げる要件により、重点地域において、新たに重点施設又は国家戦略特区関連産業を主たる業種とする施設を賃借することが見込まれるもの

　　エ　賃借型要綱第１４条第１項第１号に掲げる要件により、外資系企業が対象地域において、新たに対象施設を賃借することが見込まれるもの

　　オ　賃借型要綱第１７条第１号に掲げる要件により、新たに賃借して特定流通業務施設を新設することが見込まれるもの

（２）本市税について、適正に申告し、及び納付していること。ただし、本市の区域内において事業所を有していない場合は、所得税（法人税）について適正に申告し、納付していること。

（３）直近３期において、商品等の売買実績、賃金の支払い等、企業活動の実態があること。

（４）直近３期の決算における経常利益の合計額と経常損失の合計額の差額が１円以上であること。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（５）直近３年間において、本市の区域内から本市の区域外に対象施設を移転した後、再び本市の区域内に対象施設を移転していないこと。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りではない。

（６）本市による経済関係の調査等に積極的に協力すること。

（７）過去においてこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

（８）第９条の規定に基づく実施計画認定を受けていること。

２　補助金の交付対象となる施設において、異なる企業が同時に操業する場合、これらの企業が互いに関連企業等と認められる場合、又は市長が特に認める場合は、それぞれを補助事業者とすることができる。この場合において、この要綱に基づく申請等はすべての補助事業者の連名により行わなければならない。

３　補助事業を行おうとする企業が外資系企業又は事業を開始するに当たり設立された子会社である場合、第１項第３号及び第４号の適用については、その親会社の実績を対象とすることができる。

４　前項の規定により、親会社の実績を対象としたときは、第９条及び第１５条の規定による申請の際に、親会社の決算書（当該親会社が外国会社である場合は、直近３期における企業活動の実態と決算状況を確認できる資料に替えることができる。）を提出しなければならない。

５　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助対象期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来に渡り補助事業者の資格を失うものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等、積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に係る者

（５）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（６）公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表１のとおりとする。

２　実施計画認定日より前に発注、契約又は支払いを行った経費は、補助対象経費としないものとする。

３　補助事業を行おうとする企業が、賃借型要綱第２条第６号に規定する関連企業等に対して発注、契約又は支払いを行った経費については補助対象としない。ただし、関連企業等が補助事業を行おうとする企業に代わって支払いを行う場合で、その支払いを行うことに妥当性がある場合はこの限りではなく、その場合、当該関連企業等が支払った経費を補助金算定の根拠とする。

　（補助率、補助限度額、補助対象期間等）

第５条　補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表２に定めるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

２　前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（市長特認）

第６条　本社や研究開発施設など、企業にとって重要かつ中核となる施設であり、かつ、市長が本市経済の活性化に特に大きく寄与すると認めた企業にあっては、第４条第１項及び前条第１項の規定にかかわらず、オフィス環境整備等事業に対する補助対象経費、補助率及び補助限度額を別に定めることができる。

　（補助金交付の回数）

第７条 補助対象年度における補助金の交付は、一の年度において一回限りとする。

　（実施計画認定申請）

第８条　新たに補助金の交付を申請しようとする者は、計画着手予定日又は操業開始予定日のいずれか早い日までに、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金実施計画認定申請書（様式第１号）に、次の各号の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、賃借型要綱第１９条及び賃借型要綱取扱要領第４において既に提出した書類を除く。

（１）企業概要書＜賃借拡充型＞（様式ア）

（２）予定事業概要書＜賃借拡充型＞（様式イ）

（３）操業体制表（役員及び従業員数）＜賃借型＞（様式ウ）

（４）補助金交付に係る確認書＜賃借拡充型＞（様式第１６号）

（５）税情報閲覧同意書＜賃借拡充型＞（様式第１７号）

（６）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書

（７）直近３期分の決算書類

（８）直近の所得税（法人税）の納税証明書（その１、その３の３）

（９）その他市長が特に必要と認める書類

　（実施計画認定）

第９条　市長は、前条の規定による実施計画認定申請書の提出があったときは、当該実施計画に係る書類等を審査し、次の各号に掲げる項目の審査をし、要件を満たすと認めるときは、当該実施計画を認定し、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金実施計画認定通知書（様式第２号。以下「認定通知書」という。）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金実施計画不認定通知書（様式第３号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（１）補助金の交付を申請しようとする者が、第３条の規定による要件を満たしていること。

（２）補助金の交付対象となる施設が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第７項及び千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号）第１５条第３項の規定により申告を予定する事業所であること。

（３）前各号に掲げるものの他、規則及び要綱に基づく申請等を適正に行っていること。

（認定実施計画変更承認申請）

第１０条　前条による認定の通知を受けた企業は、補助対象期間の末日が属する年度末までの間において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金認定実施計画変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。ただし、本社所在地（本社が対象施設でない場合に限る。）、名称の変更をするときは、あらかじめ又は変更後速やかに千葉市賃借型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（１）補助事業者について変更が生じる場合（代表者が変更する場合を除く）

（２）予定対象施設を変更する場合

（３）操業開始（予定）日を１か月以上変更する場合

（４）操業開始（予定）日の変更により補助対象年度の変更が生じる場合

（５）実施計画における助成金支給申請（予定）額が２割以上増加する場合

２　前項第３号に掲げる操業開始（予定）日を変更する場合を除き、補助対象期間の変更はできないものとする。

　（認定実施計画変更承認）

第１１条　市長は、前条の規定による認定実施計画変更承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金認定実施計画変更承認通知書（様式第５号。以下「変更承認通知書」という。）により、又はこれを承認しないときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金計画変更不承認通知書（様式第６号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

　（実施計画中止（廃止）届）

第１２条　第９条の規定による認定の通知を受けた企業は、実施計画を中止し、又は廃止する場合には、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金計画中止（廃止）届出書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

　（実施計画中止（廃止）届出受理通知）

第１３条　市長は、前条の規定による実施計画中止（廃止）届出書の提出があったときは、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金計画中止（廃止）届出受理通知書（様式第８号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（実施計画認定の取消）

第１４条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施計画認定を取り消すことができるものとする。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）規則、この要綱又は賃借型要綱に違反したとき。

（３）補助金の交付対象となる施設における操業開始が見込めないと判断したとき。

（４）その他、市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定により、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金実施計画認定取消通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（交付の申請）

第１５条　第９条の規定による実施計画認定の通知を受けた企業は、規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象年度の３月３１日までに、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金交付申請書（オフィス環境整備等事業に対する補助にあっては様式第１０号、社員採用事業に対する補助にあっては様式第１０号の２）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

２　交付申請の対象となる補助対象経費は、当該年度に支出が完了した経費に限るものとする。

　（交付の審査・条件）

第１６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、提出書類等により、以下の各号に掲げる項目を審査するものとする。

（１）交付の申請をする者が第３条の規定による要件を満たしていること。

（２）必要に応じて第１１条の規定による承認を受けていること。

（３）補助金の交付対象となる施設が、地方税法第３１７条の２第７項及び千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号）第１５条第３項の規定により申告された事業所であること。

（４）補助金の交付対象となる施設が、雇用保険法その他関連法規等の規定を遵守し、適切に手続きを行っていること。

（５）前各号に掲げるものの他、規則及び要綱に基づく申請等（過年度におけるものを含む）を適正に行っていること。

２ 規則第５条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、交付申請額の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長に届け出ること。

（３）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）補助金の交付対象となる施設について、第１９条の規定を遵守すること。

　（交付の決定及び額確定の通知）

第１７条　市長は、前条の規定による審査によりその要件を満たすと認めるときは、速やかに千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（オフィス環境整備等事業に対する補助にあっては様式第１１号、社員採用事業に対する補助にあっては様式第１１号の２）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、審査の結果、補助金を交付しない決定をしたときは、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金不交付決定通知書（オフィス環境整備等事業に対する補助にあっては様式第１２号、社員採用事業に対する補助にあっては様式第１２号の２）により、申請者に通知するものとする。

（中止（廃止）届）

第１８条　第１６条第２項第２号の規定による届け出をするときは、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金実施計画中止（廃止）届（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第１９条　補助事業者は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金交付請求書（オフィス環境整備等事業に対する補助にあっては様式第１４号、社員採用事業に対する補助にあっては様式第１４号の２）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第２０条　補助事業者は、補助金の交付対象となった固定資産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第９条（補助対象年度の末日までに事業計画の変更を行った場合は第１１条）の規定により通知したオフィス環境整備等事業に対する補助又は社員採用事業に対する補助の補助対象年度の末日のうち、いずれか遅い日から起算して３年間（第６条の規定に該当する補助事業者にあっては賃借型要綱第３６条に基づく期間）が経過した場合は、この限りではない。

２　補助事業者は、前項の規定に抵触した場合は、第９条（補助対象年度の末日までに事業計画の変更を行った場合は第１１条）の規定により通知した全補助内容における既交付額について全額返還するものとする。ただし、賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱取扱要領第３－６に該当する事象である場合など、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（施設の目的外使用、撤退の禁止）

第２１条　補助事業者は、賃貸借契約を締結した補助金の交付対象となる施設を、補助金交付の目的以外に使用し、又は当該施設から撤退してはならない。ただし、第９条（補助対象年度の末日までに事業計画の変更を行った場合は第１１条）の規定により通知したオフィス環境整備等事業に対する補助又は社員採用事業に対する補助の補助対象年度の末日のうち、いずれか遅い日から起算して３年間（第６条の規定に該当する補助事業者にあっては賃借型要綱第３５条に基づく期間）が経過した場合は、この限りではない。

２　補助事業者は、前項の規定に抵触した場合は、第９条（補助対象年度の末日までに事業計画の変更を行った場合は第１１条）の規定により通知した全補助内容における既交付額について全額返還するものとする。ただし、賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱取扱要領第３－６に該当する事象である場合など、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（補助金交付決定の取消）

第２２条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金交付決定取消通知書（様式第１５号）により、その決定の全部又は一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金返還命令書（様式第１６号）により命ずることができる。

（１）第２０条又は前条の規定に違反したとき。

（２）市税、使用料その他公課を滞納したとき。

（３）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（４）第３条第５項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（５）第１４条第１項の規定により実施計画認定が取り消されたとき。

（６）第１８条の規定による届け出を受理したとき。

（７）その他市長が補助措置を講ずること又は講じたことが不適当と認めるとき。

（関係部署との連携）

第２３条　市長は、補助金の交付を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（補助金の経理）

第２４条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整備保管し、補助対象年度（補助事業の中止（廃止）の決定通知を受けた場合を含む。）の末日から起算して３年間保存しなければならない。

（その他）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、施行日以後の令和７年度中に第９条による実施計画認定を受けた企業に適用する。

別表１　補助対象経費（第４条関連）

|  |  |
| --- | --- |
| （１）オフィス環境整備等事業に対する補助 | 補助金の交付対象となる施設における内装等の改修（間仕切り板工事、壁・床工事、天井工事又は給排水・電気工事等オフィス開設までに必要な内装等の改修）、設備等（机、イス、ロッカー等の什器類）の購入及び移転（梱包や運送等の引越し費用）に係る経費 |
| （２）社員採用事業に対する補助 | 　補助金の交付対象となる施設における人材の募集から入社等に関する経費（求人広告等への掲載費用、転職エージェントに対する経費、採用パンフレット等の制作・印刷費、会社説明会などの会場費、内定者への外部研修費、面接応募者へ支払う交通費など） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 補助率 | 補助限度額 | 補助対象期間 |
| オフィス環境整備等事業に対する補助 | ２／３ | １，０００万円 | 実施計画認定日から起算して、操業開始日から３月の期間 |
| 社員採用事業に対する補助 | １／２ | 　２５０万円　ただし、賃借型要綱に規定する、事業従事者５０人以上の体制で操業する場合、及び同要綱別表第５に規定する業種を主たる業種とする施設を操業する場合にあっては５００万円とする。 | 実施計画認定日から起算して、操業開始日から１２月の期間（ただし、実施計画認定日から操業開始予定日までの期間が６月を超える場合は、操業開始日を含む６月前から起算して、操業開始日から１２月の期間） |

別表２　補助率、補助限度額、補助対象期間等（第５条関連）